

(平成25年1月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

国民年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月から 62 年 3 月まで

年金だけは将来のために、どんなことがあっても納めなければいけないと思い、ぎりぎりの生活で経済的に苦しかった時でも、毎月、夫の国民年金保険料と一緒に役場や金融機関窓口で納付していたにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 10 か月と短期間であり、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている上、一緒に納付していたとする申立人の夫の申立期間の保険料も納付済みとなっている。

また、申立人は、国民年金の加入手続をしたと推認される昭和 55 年度以降、申立期間を除き国民年金保険料の未納期間はなく、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

なお、申立人の夫も申立人との婚姻後は、国民年金保険料の未納期間はない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から同年3月まで
② 昭和57年1月から同年3月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間①及び②については納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。

私たち夫婦は、老後の生活のこともあり、常に年金の大切さを話し合っていたので、どんなことがあっても国民年金保険料の納付を忘れることはない。資料や証拠になるものは無いが、納付書が届いたら、欠かさず納付していたので当該期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人及びその夫の国民年金保険料を一緒に納付していたとしており、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録、並びにA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付年月日が判明している期間の申立人夫婦の納付年月日は、ほぼ一致していることが確認できる。上記の国民年金被保険者台帳等によると、申立人及びその夫も、申立期間①及び②の国民年金保険料は未納となっている。

また、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。